

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月、8年8月から同年10月までの期間及び同年12月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで
② 平成7年2月
③ 平成8年8月から同年10月まで
④ 平成8年12月から9年2月まで

私が20歳になる平成4年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、両親が、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたと思う。私が、6年4月に就職してからは、私が、保険料を納付していた。その後の保険料は、口座振替を開始した時期は憶えていないが、私の信用金庫の普通預金口座から口座振替で納付していたと思う。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、直前の期間の国民年金保険料は、納付書等により現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、直後の期間の保険料は、口座振替により現年度納付されていることが、申立人が利用している信用金庫の預金取引明細書により確認できる。そのことから、申立期間②も同様に現年度納付することが可能であったものと認められる。

また、申立期間③及び④については、平成8年及び9年の「給与所得者の保険料控除申告書」により、それぞれの社会保険料控除欄に保険料額として記載されている金額が、8年及び9年のそれぞれ1年分の国民年金保険料額に相当する金額であることが確認できる。

さらに、申立期間②は1か月、申立期間③及び④はそれぞれ3か月とい

ずれも短期間であることを考え合わせると、申立期間②、③及び④については、国民年金保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、20歳になる平成4年*月頃に、母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、両親が、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年4月に払い出されていることが払出簿により確認できるほか、5年4月から6年3月までの保険料は、同年4月8日に一括して現年度納付されていることが、オンライン記録により確認できるなど、申立内容と相違している上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、加入手続時期や場所及び保険料の納付時期等についてははっきり憶^{おぼ}えていないとしており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人及び申立人の母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月、8年8月から同年10月までの期間及び同年12月から9年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成5年3月まで
② 平成6年6月

私の母親が、時期は分からないが、私の国民年金の加入手続を村役場で行ってくれた。その際、発行された年金手帳は紛失してしまい、現在は再交付されたオレンジ色の手帳を所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の妻が、平成3年頃に転居するまでは、毎月納付書により集金人に、転居後は、私名義の預金口座から口座振替により夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間①及び②の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、妻は、自分の保険料だけを納付するはずはなく、未納通知も届いたことがないと言っている。私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間について平成8年3月6日に、過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を当該納付書により納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②以降、218か月もの長期間にわたり国民年金保険料を納付している上、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人が、途中の1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その妻が、平成3年頃に転居するまでは、毎月納付書により集金人に、転居後は、申立人名義の預金口座から口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、当該期間直後の5年4月から6年5月までの申立人及びその妻の保険料の納付日は相違していることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張とは一致していない。

また、申立人が国民年金保険料の口座振替に使用していたとする預金口座の預金取引明細表では、申立人及びその妻の申立期間①の保険料が、口座振替により納付されていたことを示す記録が確認できないことから、当該期間の口座振替の状況及び保険料の納付状況が不明であることに加え、当該期間は60か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6895

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

私は、昭和46年4月に会社を退職したことを契機に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。切替手続後の国民年金保険料については、金融機関で毎月納付していた記憶があり、保険料額は、1か月当たり550円ぐらいだったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を金融機関で毎月納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月から申立期間直前の48年3月までの保険料を、24か月にわたって納付していることがオンライン記録により確認できることから、それに続く1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和58年7月から同年9月まで
③ 昭和59年1月から同年3月まで

私の母親は、会社で経理の仕事をしており、全社員の年金管理の仕事を一任されていて、家でも会社と同様に「年金支払い管理ノート」を作成し、私たち子供の国民年金保険料について、納付しているかをチェックしていた。私も、母親に従い、きちんと保険料を納付することが至極当然と考えていた。

ところが、届いた「ねんきん定期便」では、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、私の認識とは全く違っていたので、年金事務所に照会したが、調査結果は当時の帳簿においても未納となっているとの回答だった。

しかし、当時の社会保険庁が作成した記録は、信頼できるものではないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前の時期において厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料を申立期間を除いて全て納付するなど、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間は合計で9か月と短期間であり、特殊台帳によると、申立期間の分と推認される過年度納付書が発行されていることが確認できること

から、同納付書により、当該期間の国民年金保険料を納付していたとしても、不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から48年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、申立期間①の頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うが、詳しいことは覚えていない。

また、年金事務所で私の年金記録を調べてもらったところ、記録では、被保険者資格取得日が、任意加入被保険者として「昭和46年4月6日」となっているとのことであったが、同事務所において、国民年金手帳の被保険者資格取得年などを、私に無断で、訂正印も押さないうで、「昭和48年」と上書きされたことが理解できない。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については、申立人は、詳しいことは覚えていないものの、申立期間①の頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は同年4月と推認される。申立人は、申立期間の前後を通じて、厚生年金保険の被保険者の妻であるため、国民年金の任意加入被保険者であり、制度上、国民年金の加入手続を行った月より前の期間は遡って被保険者資格を有することができず、保険料を納付することができないが、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人の被保険者資格

取得日は、46年4月6日とされており、これは、行政側が錯誤したものと推認でき、その結果、申立人は、申立期間①のうち、同年同月から48年3月までの保険料については納付することが可能であったと認められることから、申立期間を除き保険料の未納が無い申立人が、当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

なお、昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認でき、申立人は国民年金の加入手続を行ったものの、1年以上経過してから納付を開始していることになり不自然であるが、これについては、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち、昭和46年4月から48年3月までの保険料を先に過年度納付したことにより、同加入手続直後の同年4月から49年9月までの保険料が過年度納付されたと考えれば、不自然ではない。

また、申立期間②については、特殊台帳によると、当該期間直前の国民年金保険料は過年度納付されており、当該期間直後の保険料は現年度納付されていることが確認でき、3か月と短期間である申立期間②の保険料についても、その直前の保険料のように過年度納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までについては、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住していたとしていることから、申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間①のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年10月1日から4年7月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年8月26日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月26日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年7月31日まで
② 平成4年7月31日から同年8月26日まで

私は、A社に昭和60年9月1日から平成6年12月15日までの期間において勤務していたが、当該期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して著しく低いことが、「ねんきん定期便」で判明した。納得できないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も勤務を継続していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち、平成2年10月から4年5月までは53万円と記録されていたところ、同年6月8日付けで、遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか4名についても同様の標準報酬月額の引下げが行われている。

また、A社の代表取締役は、「多額の保険料の滞納があり、分納したい旨、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を減額するよう指導されたとの報告を担当取締役から受けた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成2年10月から4年6月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年7月31日）より後の同年8月26日付けで行われており、同日に、申立人のほか40名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、A社の代表取締役は、当時同社には多額の社会保険料の滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理を行った日である同年8月26日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月15日までの期間において、申立人は、A社B工場の被保険者であったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月15日まで

夫は、申立期間にA社B工場に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社B工場は、軍需工場で、終戦後解散したため退職したと話していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で生年月日と同じ者が、A社B工場において、昭和19年6月1日に資格を取得していたことが確認でき、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人と同姓同名で生年月日と同じ者が、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「A社B工場は、軍需工場であり、昭和20年8月15日の終戦後に解散したため退職した。」と具体的に供述しており、その内容が同社の社史の記載と合致していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められ、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であると判断できる。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立人を含む多数の被保険

者について、その資格喪失日及び標準報酬月額が記載されていない。

また、日本年金機構C事務センターは、多数の被保険者がその資格喪失日及び標準報酬月額が記載されていないことについて、「不明である。」と回答しており、社会保険事務所（当時）において、A社B工場に係る年金記録が適正に管理されていたとは言い難い。

さらに、上記のとおり、申立人は終戦により解散したため退職したと供述していることから、申立人は、昭和20年8月15日までは、A社B工場において被保険者であったと考えられる。

これらの事実及び収集した資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月15日までの期間において、A社B工場の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間について、上記払出簿及び被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日は同年6月1日と記載されているが、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が同日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年10月1日施行であったことから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料を徴収しない期間であり、法附則第73条の規定により同年6月1日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間とされている。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月30日から58年2月1日まで
私の年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が昭和57年9月30日となっているが、同社には、58年1月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和58年1月31日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、57年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和57年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年9月30日に遡って訂正されているものが複数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和58年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 8009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年10月3日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月3日から同年11月1日まで

申立期間において、A社B事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに被保険者期間となっていない。調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成19年10月分の給与支給明細書及びA社から提出された申立人に係る時給制の期間雇用社員賃金台帳から、申立人が、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書及び賃金台帳の厚生年金保険の保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付は行っていないと回答している上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る

届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年10月の厚生年金保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人の当該期間における被保険者資格の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成6年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた平成5年10月1日から6年3月31日までの期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際より低く記録されている上、申立期間②が被保険者期間となっていない。

また、B社に勤務していた平成6年4月1日から8年11月30日までの期間のうち、申立期間③が被保険者期間となっていない。

申立期間①から③までの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年3月24日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の同僚28名についても申立人と同様に当該期間の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の未納があり、社会保険事務所（当時）から経営責任を指摘され、標準報酬月額を遡及して減額し、未納金額を減らしたことを覚えている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる上、同僚28名についても申立人と同様に同年5月6日付けで、遡って同年3月31日に被保険者資格喪失していることが確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、上記のとおり、当時、同社には社会保険料の滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成6年4月1日であると認められる。

なお、申立人の平成6年3月の標準報酬月額については、申立人の遡及処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚が所持している給与所得の源泉徴収票により、当該同僚が申立期間③において、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

一方、当該期間当時のオンライン記録では、B社は平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所としての記録が無いものの、同社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いが、B社は、申立期間③において、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年5月6日まで
② 昭和61年6月1日から平成8年3月1日まで
③ 平成8年3月1日から同年4月1日まで

私は、学校を卒業した後の昭和55年4月1日にA社へ入社し、平成8年3月31日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社での厚生年金保険の資格取得日が昭和55年5月6日になっており、また、資格喪失日が平成8年3月1日となっているのはおかしい。さらに、昭和61年6月から退職月までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低く記録されていることも納得できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち5年1月から6年3月までは22万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか70名以上の被保険者が、同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が標準報酬月

額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成6年6月1日）で、申立人の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間②のうち、昭和61年6月1日から平成5年1月1日までの期間及び6年6月1日から8年3月1日までの期間について、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和55年5月6日であることが確認でき、申立期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の元事業主からは、回答を得ることができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人はA社において、平成8年3月31日まで勤務したはずだと主張している。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は平成8年2月29日となっており、オンライン記録と符合する。

また、オンライン記録では、申立人は、A社の退社後に入社したB社（現在は、C社）において平成8年3月16日付けで厚生年金保険の被保

険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、C社へ確認したところ、「当社で保管している辞令によれば、申立人は、平成8年3月16日付け入社となっている。当社では、入社と同時に厚生年金保険の資格取得手続を行っている。」と回答している。

このほか、申立人は申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8012

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

A 社に入社した時の契約給与額は、おおむね 32 万円であり、実際それぐらいの金額の給与をもらっていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は 19 万円になっているので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 15 年 8 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から 32 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 8 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料額がオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致

していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の平成 15 年 8 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成元年 8 月まで

私は、平成 3 年 8 月頃に、区役所で国民健康保険の手続をした際に、同時に国民年金の加入手続を行った。20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することができるかと担当者から説明され、遡って納付した保険料は、私が、郵送されてきた納付書で数回に分けて、加入手続後の保険料と並行して、納期限に間に合うように金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 8 月頃に、区役所で国民健康保険の手続をした際に、同時に国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することができるかと担当者から説明され、遡って納付した保険料は、申立人が、郵送されてきた納付書で数回に分けて、加入手続後の保険料と並行して、納期限に間に合うように金融機関で納付していたと主張している。確かに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月又は同年 9 月頃に行われたものと推認できるものの、i) 申立期間直後の元年 9 月以降の保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できること、ii) 3 年 4 月から同年 10 月までの保険料は、同年同月 21 日に一括納付していることが、国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できることなどを勘案すると、加入手続時期に、遡って納付することが可能な期間の保険料については、現年度納付及び過年度納付により納付したが、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかつたものとするのが合理的である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年9月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に勤務した会社の雇用形態から厚生年金保険に加入しなかったため、同年同月、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。当該手続後から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により郵便局で毎月納付していた。同年 7 月に A 市へ転居し、59 年 5 月まで同市に居住していたが、その間の保険料の納付場所、納付金額及び納付方法については憶^{おぼ}えていない。しかしながら、58 年 4 月からは、保険料が納付済みとなっていることから、同市に居住していた期間の途中からではなく、当初から保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60 年 6 月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 60 年 6 月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたとする郵便局では、当該期間当時、保険料を納付することができ

なかったことが同郵便局への調査結果により確認でき、申立内容と一致しない上、申立人は、A市に居住していた間の保険料の納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 10 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、52 年頃までは、集金人に国民年金保険料を納付していた。

昭和 53 年以降の国民年金保険料については、私の夫が納付していた。保険料の納付方法については、夫から特に聞いたことが無いので、夫の給料からの天引きにより納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫の給料からの天引きにより納付していたと思うと主張しているが、申立人は、昭和 58 年 3 月に任意加入被保険者の資格を喪失していることが、オンライン記録、申立人が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表及び申立人が所持している国民年金手帳により確認でき、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得するまでの間に、国民年金に加入した形跡がオンライン記録等関係資料において見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた事業所では、従業員の配偶者の国民年金保険料を給料から天引きして納付するようなことは行っていなかったことが当該事業所への調査結果により確認できることから、申立内容と一致しない上、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は既に他界していることから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 8 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に勤務先の会社を退職する際に、国民年金への切替手続を行うよう説明を受け、その説明により、国民年金への切替えは任意ではなく、義務であるとの認識を持った。国民年金への切替手続については、区役所ではなく、年金のことだから、社会保険事務所（当時）で行ったのだと思う。申立期間当時、駅近くにあった、多分社会保険事務所であろう場所で、毎月、国民年金保険料を納付していたのだと思う。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に勤務先の会社を退職したことにより、国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと述べている。しかし、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前は、厚生年金保険と国民年金は別の制度として、それぞれの制度から記号番号が払い出されていたため、申立人が述べているように、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金への切替手続を行ったのであれば、厚生年金保険の記号番号とは別に、国民年金の記号番号が払い出され、申立人に付与されることになるが、申立人の国民年金の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未届けによる未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、その場所、方法等の記憶は明確ではなく、申立期間当時において、現年度保険料を収納することができないにもかかわらず、社会保険事

務所であろう場所で納付していたと思うとしているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、私が、20歳になった昭和44年*月から、勤務先に来た集金人に、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いものの、申立人が、20歳になった昭和44年*月から、勤務先に来た集金人に、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年2月に、申立期間当時の同僚と連番で払い出されていることが確認できることに加え、その手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年3月頃に行われたものと推認できることから、申立人が、集金人に、44年*月から保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間直後の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料は、46年11月にまとめて過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、遡って納付することが可能な期間の保険料については、過年度納付により納付したが、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものとするのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年頃から 50 年頃まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）でC職を担当していた。しかし、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。一緒に勤務していた同僚には記録があるので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前任者及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社の事業主は、申立期間当時のことは不明であるとしており、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間前後にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚6名の雇用保険の記録を調査したところ、いずれの者も厚生年金保険の被保険者期間と一致する期間に雇用保険に加入していることが確認できるが、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和46年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付しており、このことについて、申立人は、自身が行ったと述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支店へ入社し、51 年 7 月 31 日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 8 月 1 日ではなく、同年 7 月 31 日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月 31 日に A 社を退職したと述べている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は、昭和 51 年 7 月 30 日となっていることが確認できる。

また、B 社が保管する人事関係の資料に、申立人の退職日が、昭和 51 年 7 月 30 日と記載されていることが確認できる上、同社は、「退職日が月末の場合、最終月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除することとなるため、退職日を月末の前日にするケースが多くあった。」と回答している。

さらに、申立人が同日に退職したと記憶する同僚の資格喪失日は、昭和 51 年 7 月 31 日となっているところ、当該同僚は、「私は、申立人と同じ日に辞めた。また、同年 7 月 30 日に辞めたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8015 (事案 6318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 40 年 9 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。

退職後 1 年 8 か月後に受給したことになっているのは納得できない。
厚生年金保険被保険者証を提出するので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 10 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として厚生年金保険被保険者証を提出し、脱退手当金を受給した証拠がないと納得できないと主張している。

しかしながら、今回、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があるところ、当時の事務処理において、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、当該表示が確認できることを踏まえると、脱退手当金が請求されていないものとは認め難い。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないとい

うものであり、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることからこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金の支給がなかったことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案となる。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、今回の再申立てに当たって提出された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給した旨の「脱」表示が確認できることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する。

したがって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。